

ふれっしゅ郡水

令和3年度水道事業予算のあらまし

水道水をつくるための収入と支出(収益的収支)



繰入

留保資金
資本的収支の不足額は、減価償却費や積立金などの留保された資金で補てんします。



水道施設をつくるための収入と支出(資本的収支)

充当

水回りをきれいにするために

●水回りにできる白い跡について

- 「洗面台やお風呂場に白い跡ができる」
- 「ポットの中に白い塊がついている」
- 「洗ったグラスなのに白くもっている」



これはもともと水道水に含まれるカルシウムやマグネシウム、シリカなどのミネラル分と呼ばれるものが、水が蒸発することによって現れたものです。

※水道水に含まれているミネラル分自体は体に害はありません。

■ 予防するには

あらかじめ保護剤を塗るか、水道を使用後に乾いた布巾で水滴を残さないように拭き取ることで、白い跡の発生を抑えられます。

ポットの内部につく白い塊は、内部にお湯が残った状態で水を継ぎ足さず、一度残ったお湯を捨ててから水を継ぎ足して使用すると発生を抑えられます。

■ 掃除について

すでに白い跡がついてしまっている場合は、洗剤やクエン酸などを使用することで、掃除することができる場合があります。

(注意)

水回りに使われている材質によっては使用した保護剤や洗剤、クエン酸などによって傷がつく・変色する場合があります。あらかじめその材質に使用しても良い保護剤や洗剤かを確認し、目立たないところで試してから塗布、または掃除してください。

例：「クエン酸を使用して大理石を掃除したら大理石が溶けた」など。

大和郡山市民安全メール配信サービスの水道情報の配信について

水道の突発事故による断水や災害時の給水拠点などの情報をメールで配信できるようになりました。配信を希望される方は、下記のメールアドレスまたは、QRコードから空メールを送信して登録をお願いします。

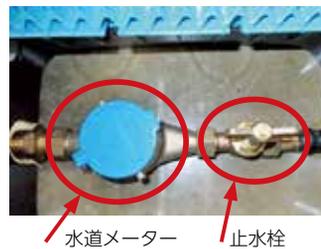
メールアドレス yk@yk.yamatokoriyamacity.jp



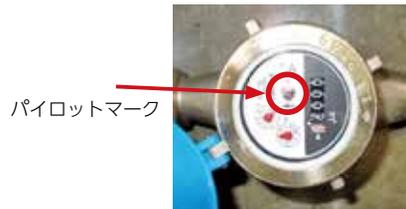
■お家または施設の中などの水漏れをチェックする方法

水の使用量が前と比べて増えてきている場合は、水漏れしているかもしれませんので、水道メーターを確認してください。

- ① 玄関口やお庭などで大和郡山市章または「水」マークの入った四角いボックス（水道メーターボックスといいます。）を探してください。蓋を開けると水道メーターと止水栓があります。



- ② 家の中の蛇口を全て閉めてから水道メーターの蓋を開けてください。水道メーターの真ん中付近にある銀色の丸いもの（パイロットマークといいます。）が少しでも回っていたらどこかで水漏れしている可能性があります。



※主な点検箇所

水洗トイレのタンク中で水が出ていないか。
壁の中で音がしていないか。床下が水で湿っていないか。
屋外の湯沸かし器の所で水が出ていないか等

- ③ 水を止めたい場合は水道メーター横にある止水栓のハンドルを右に回し、固く止まるところまで閉めてください。



水漏れをしている場合は指定工事店または器具メーカーまでお問い合わせの上、修理を依頼してください。水道メーターより宅地側の修理はお客様の費用負担になります。

ご不明な点は上下水道部お客さまセンター（☎53-3661）までご連絡をお願いします。

災害に強い水道づくり



水道施設の耐震化への取り組み

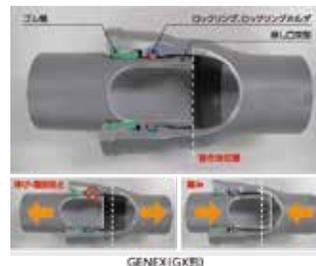
大和郡山市上下水道部では、地震・台風等の災害時にもいつでも安心・安全な給水を行うために、水道施設の耐震化に取り組んでいます。

老朽化した水道管は耐震管であり寿命が長いGX形ダクタイル鋳鉄管や高密度ポリエチレン管へ入れ替えを行っています。

令和2年度は約8.1kmを更新及び耐震化を行いました。

現在、大和郡山市の地中に埋まっている水道管は令和2年度末で約528kmあり、そのうち約72km（全体の13.6%）が耐震化されています。

GX形ダクタイル鋳鉄管 伸び縮み・離脱防止機能

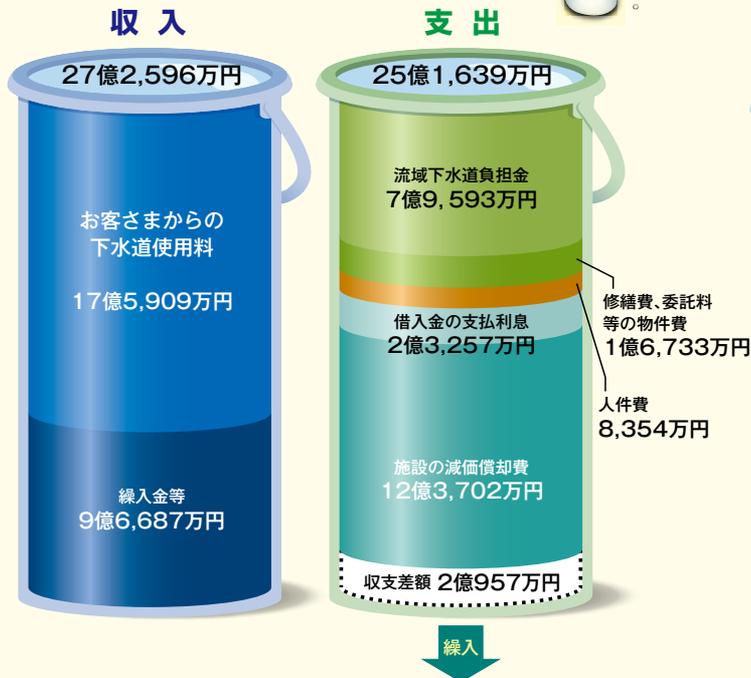


高密度ポリエチレン管



令和3年度下水道事業予算のあらまし

下水を処理するための収入と支出 (収益的収支)



下水道施設をつくるための収入と支出 (資本的収支)



繰入 ↑ ↓ 充当

留保資金
資本的収支の不足額は、減価償却費や積立金などの留保された資金で補てんします。

流域下水道負担金とは、汚水や雨水を奈良県の流域下水道処理施設へ流しているため、その排水量に応じて奈良県に支払うお金になります。



公共下水道への接続をお願いします。

下水道が使用できるようになりますと、供用開始される区域を告示します。告示された区域では、遅滞なく（汲み取り便所の場合は3年以内）排水設備を設置することが下水道法により義務づけられています。公共下水道への接続は、快適な生活と良好な環境を実現するための重要な要素ですので、皆様のご協力をお願いいたします。

排水設備工事は、大和郡山市排水設備等指定工事店で

排水設備工事は、大和郡山市排水設備等指定工事店に依頼して下さい。排水設備工事は、市が指定した排水設備等指定工事店しか施工できません。また、工事等に関する手続きは皆様に代わって排水設備等指定工事店が行います。

令和3年度水質検査計画の概要

水道事業者は毎事業年度開始前に、水質検査計画を策定しなければなりません。

大和郡山市では、より安全性を保证する観点から法令に定められた回数かそれ以上の回数で検査を実施しています。

No.	試験項目	水質基準値	※水道法による大和郡山市の必要水質検査回数	大和郡山市の検査回数
1	一般細菌	100個/ml	年12回	年12回
2	大腸菌	検出しない	年12回	年12回
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l	3年に1回	年1回
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l	3年に1回	年1回
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l	3年に1回	年1回
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l	3年に1回	年1回
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l	年4回	年4回
8	6価クロム及びその化合物	0.02mg/l	3年に1回	年1回
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l	3年に1回	年1回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l	年4回	年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l	3年に1回	年12回
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l	年4回	年12回
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l	3年に1回	年1回
14	四塩化炭素	0.002mg/l	3年に1回	年1回
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l	3年に1回	年1回
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l	3年に1回	年1回
17	ジクロロメタン	0.02mg/l	3年に1回	年1回
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l	3年に1回	年1回
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l	3年に1回	年1回
20	ベンゼン	0.01mg/l	3年に1回	年1回
21	塩素酸	0.6mg/l	年4回	年12回
22	クロロ酢酸	0.02mg/l	年4回	年4回
23	クロロホルム	0.06mg/l	年4回	年4回
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l	年4回	年4回
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l	年4回	年4回
26	臭素酸	0.01mg/l	年4回	年4回
27	総トリハロメタン	0.1mg/l	年4回	年4回
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l	年4回	年4回
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l	年4回	年4回
30	ブロモホルム	0.09mg/l	年4回	年4回
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l	年4回	年4回
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l	3年に1回	年1回
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l	年1回	年1回
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l	3年に1回	年4回
35	銅及びその化合物	1mg/l	3年に1回	年1回
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l	年4回	年12回
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l	3年に1回	年1回
38	塩化物イオン	200mg/l	年12回	年12回
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l	年4回	年12回
40	蒸発残留物	500mg/l	年4回	年12回
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l	3年に1回	年1回
42	ジオスミン	0.00001mg/l	年4回	年4回
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l	年4回	年4回
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l	3年に1回	年1回
45	フェノール類	0.005mg/l	3年に1回	年1回
46	有機物(TOCの量)	3mg/l	年12回	年12回
47	pH値	5.8～8.6	年12回	年12回
48	味	異常なし	年12回	年12回
49	臭気	異常なし	年12回	年12回
50	色度	5度	年12回	年12回
51	濁度	2度	年12回	年12回

※水道法による大和郡山市の必要水質検査回数は、水源毎の過去における水質検査結果により多少異なります。

※ No.8 6価クロム及びその化合物は、令和2年4月1日に0.05mg/lから水質基準値が強化されました。

●市内の水道（給水装置） 指定工事業者一覧表 （令和3年4月現在）

業 者 名	住 所	代表者名	電話番号
岡田商店	横田町	岡田 茂	(56)3237
(株)亀岡土木	南郡山町	亀岡 彦穂	(53)9194
(有)北村住設	柳町	北村 好一	(52)3359
(株)クラハラ	井戸野町	倉原 定	(53)4182
(有)シンワ商工	矢田町	竹田 博文	(53)2209
辻本設備	本庄町	辻本 正行	(56)5389
奈良日化サービス(株)	千日町	上田 浩男	(55)0437
日本ハウジング設備工業(株)	美濃庄町	森 義治	(53)3330

水道の新設、増設、改造、修理などの工事の申込は、指定工事店へ依頼してください。水道工事にあたっての届出等の諸手続を代行していただけます。

業 者 名	住 所	代表者名	電話番号
福井設備(株)	筒井町	福井 文雄	(59)1746
(有)Plumbing Service Morishita	城南町	森下 優二	(55)3931
堀口設備工業	矢田町	堀口 昌吾	(55)2415
(株)マエダ	額部寺町	前田 憲彦	(56)5106
三浦産業(株)	南郡山町	三浦 伸一	(53)2617
森下住設(株)	城南町	森下 美千代	(53)2277
森信設備工業	藤原町	森下 信哉	(20)6806

※下水道の指定工事店につきましては、市のホームページ、または下水道推進課維持普及係までお問合せください。

上下水道部の組織について

業務課

問い合わせ：53-3661

庶務係

事務経営の企画・人事労務・文書に関することや諸統計及び調査に関することなどを行っています。みなさんに配布されている、「ふれっしゅ郡水」の刊行をしています。

水道経理係・下水道経理係

主に財政計画や資金計画に関したことなどを行っています。経費を削減しながら効率の良い事務運営を考えています。

お客さま係（お客さまセンター）

水道の開・閉栓や名義変更、また水道料金に関する業務を行っています。

常に住民の方の意見を参考にしながら、サービスに努めています。

浄水場

浄水係

原水、浄水、送水、受水量の制御や主管浄水場に係る施設の操作、維持管理などを行っています。

水質係

県水、原水、浄水、給水栓水の水質検査や試験に関することなどを行っています。

工務課

施設係

施設の拡張、改良事業の整備計画さらには設計や施工に関することなどを行っています。

給水係

給水装置工事の受付、審査、許可、指導や維持管理に関したことなどを行っています。

維持管理係

配管図面の作成や整備、保管に関することや配水管の維持管理などを行っています。

施設係とタイアップしながら、断水や濁水、給水制限に関することなどもしています。

下水道推進課

問い合わせ：58-5600

庶務係

受益者負担金に関することなどを行っています。

維持普及係

下水道使用料や維持管理、改造資金の貸付、指定工事店に関することを行っています。

計画係

主に下水道事業の計画・認可に関することを行っています。

事業係

下水道事業の工事施工に関することを行っています。